

平成十八年政令第三百七十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令  
内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十二号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号（ただし書）第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）  
第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条

第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数の見込み）が五千人以上であること。

三 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数の見込み）が五千人以上であること。

四 当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

五 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当すること。

六 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した前号の要件に該当すること。

七 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した前号の要件に該当すること。

（特定道路）  
第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）  
第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることができ困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路

及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 駐車場

六 便所

七 手洗場

八 飲食場

九 管理事務所

十 標識

十一 揭示板

十二 標識

（特定建築物）  
第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」とい

う。）又は特別支援学校

（特別特定建築物）  
第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」とい

う。）又は特別支援学校

（都道府県知事が所管行政署となる建築物）  
第七条 法第二条第二十二号（ただし書）の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第

一 一項第六号の伝統的建造物群を構成している建物を除く。）とする。

一 築物を除く。）

二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 即売市場又は百貨店、マークットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

八 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

九 老人ホーム、福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

十 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店

十三 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 公衆浴場

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

（特別特定建築物）  
第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

五 エレベーター（その他の昇降機）

六 便所

七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は劇場等（といふ。）の客席

八 ホテル又は旅館の客室

九 敷地内の通路

十 駐車場

十一 その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政署となる建築物）  
第七条 法第二条第二十二号（ただし書）の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第

一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二条）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第一百三十六号）第三条及び第十一项第一項

法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二条）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第一百三十六号）第三条及び第十一项第一項

法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

# 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項

国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項

三 自動車ターミナル法第十二条第三項（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規格）

法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計一千平方メートル（第五条第十八条号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五千平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

（階段）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲載するものでなければならぬ。

一 踏場を除き、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段階が容易に識別できるものとすること。

四 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踏場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対する警告を行うために、点状プロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲載するものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超えて、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

（階段）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（当該便所を設けるものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該便所において同じ。）の合計一千平方メートルを超える階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

前項の規定により便所を設ける際ににおいては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」といいう。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない限りでない。

前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合には、この限りでない。）として国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの方が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。の階数に相当する数（床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

して視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対する警告を行ったために、点状プロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの方が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。の階数に相当する数（床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

（便所）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの方が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。の階数に相当する数（床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。



五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下の号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、いかにも成るべく他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。（ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。）

（1）籠の幅は、百四十七センチメートル以上とすること。

（2）籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、いかにも成るべく他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（1）籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（2）籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合に

あつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（3）籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十七センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

（1）幅は、段に代わるものにあっては百一十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十七センチメートル以上とすること。

（2）勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

（3）高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十七センチメートル以上の踊場を設けること。

第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

第二十二条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

（1）第一項第一号に定める経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

（2）第一項第一号に定める経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合に、第一号から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

（案内設備）

第二十四条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付設なければならない。（ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設が便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。）

（案内設備）

第二十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。（ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設が便所又は駐車施設がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障等を敷設すること。）

（案内設備）

第二十六条 第二十一条の規定による設備（標識）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付設によることが、国土交通省令で定めるところにより、近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十七条 第二十二条の規定による設備（標識）

（一）当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対する警告を行るために、点状ブロック等を敷設すること。

（二）当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を構成する部分には、視覚障害者等が利用する駐車場（以下「駐車場」とい



|   |  |
|---|--|
| <p>(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)</p> <p><b>第二条</b> 次に掲げる政令は、廃止する。</p> <p>一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令<br/>(平成六年政令第三百十一号)</p> <p>二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令<br/>(平成十二年政令第四百四十三号)</p> <p>(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)</p> <p><b>第三条</b> この政令の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。</p> <p>(類似の用途)</p> <p><b>第四条</b> 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。</p> <p>一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る）</p> <p>二 劇場、映画館又は演芸場</p> <p>三 集会場又は公会堂</p> <p>四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>五 ホテル又は旅館</p> <p>六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る）</p> <p>七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの八 博物館、美術館又は図書館</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年三月二二日政令第五号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p><b>第三条</b> この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年八月三日政令第二三号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> |  |
| <p><b>第四十一条</b> この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月二〇日政令第二〇四号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p>   |  |
| <p><b>第四十二条</b> この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月二五日政令第三〇四号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。</p>  |  |
| <p><b>第四十三条</b> この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年一〇月一九日政令第二二九八号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年一〇月一九日政令第二二九八号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。</p>   |  |
| <p><b>第四十四条</b> この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十九条の規定にかかるわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年五月二八日政令第一八七号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。</p>  |  |
| <p><b>第四十五条</b> この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五回の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (令和二年一〇月二日政令第三〇二号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p>   |  |
| <p><b>第四十六条</b> この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二回の規定は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和二年一二月九日政令第三〇五号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和三年十月一日から施行する。</p>  |  |
| <p><b>第四十七条</b> この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二回の規定は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年三月二五日政令第八四号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>   |  |
| <p><b>第四十八条</b> この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二回の規定は、令和五年九月二九日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和五年九月二九日政令第二九三号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>   |  |
| <p><b>第四十九条</b> この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年四月一九日政令第一七二号) 抄<br/>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、令和三年四月一日から施行する。</p>  |  |

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

**附 則** (平成二八年三月三日政令第一八二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

**附 則** (平成三〇年九月二八日政令第二八〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

**附 則** (平成三〇年一〇月一九日政令第二二九八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

**附 則** (平成三〇年一〇月一九日政令第二二九八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

**附 則** (平成三〇年九月二九日政令第二二九九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和二年一二月九日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月九日政令第三〇五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和二年一二月九日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月九日政令第三〇五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、令和二年一二月九日から施行する。

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 (罰則に関する経過措置)  
 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年六月二一日政令第二二二)

(施行期日) 一号) 抄

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)第十四条第一項(新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項(第四号に係る部分を除く。)及び第二十三条(第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。)(これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。